（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合

二　会計監査人設置組合

２　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第16　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　　記　　事　　項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
（略）	
（略）	（略）

第６～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ　信用事業

①～⑥　（略）

⑦　有価証券

（略）

（記載上の注意）

１　「(銀行社債)」欄は、令第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。

（注記表に関する特例）

第百三十四条　次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一　法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合

二　会計監査人設置組合

２　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第百二十三条各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第百二十六条第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第百二十八条第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

第１～第16　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第４　（略）

第５　注記表

（記載上の注意）　（略）

項　　目	注　　記　　事　　項
（略）	（略）
表示方法の変更に関する注記	
（新設）	
（略）	
重要な後発事象に関する注記	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

第６～第９　（略）

第10　事業別の明細

イ　信用事業

①～⑥　（略）

⑦　有価証券

（略）

（記載上の注意）

１　令第32条第１項第２号に規定する農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券のうち、金融債以外のものについて記載すること。